

# 地方独立行政法人堺市立病院機構職員倫理規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

最終改正 平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(倫理原則等)

第 2 条 職員は、法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、法人の職員としての誇りを持ち、かつその使命を自覚し、公共の利益の増進のために公正に職務を執行しなければならない。
- (2) 職員は、自らの行動が職務の信用に影響を及ぼすことを深く認識するとともに、常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- (3) 職員は、職務の執行に当たっては、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の変化その他あらゆる事態に的確に対処し、公正かつ能率的な業務処理に努めなければならない。
- (4) 職員は、勤務時間の内外を問わず、自己管理の徹底を図り、自らの行動が法人の信用に影響を与えることを常に認識し、市民の疑惑や批判を招くような行動はしてはならない。
- (5) 管理監督者は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、監督責任を十分自覚し、部下職員に対する指導監督を怠ってはならない。

(綱紀保持のための行動指針)

第 3 条 職員は、市民から疑惑や不信を招かないよう、次の各号に掲げる基準に従って行動しなければならない。

- (1) 職場全体の服務規律の確保

職員は、自らの職務と責任を自覚し、服務規律の確保及び公正な職務執行の確保に努め、非行や犯罪の誘惑が入り込む隙間がない職場環境を形成するように努めなければならない。特に、地方独立行政法人として市立の病院を運営していることから、経理関係の諸規定を遵守し、厳正かつ効率的に事務を執行するものとする。

---

(2) 事務処理の点検

職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の姿勢のもと、適正に事務処理がなされているかどうか、常に点検を行い、不適正な事務執行の未然防止に努めなければならない。

(3) 職員の意識改革

管理監督者は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、研修等を通じて、職員に対し、機会のあるごとに綱紀保持に関する意識啓発を行うなど、法人の職員としての意識を一人ひとりに自覚させるように努めなければならない。

(4) 関係業者等との接触の規制

職員は、利害関係を有する関係業者等との間での会食や供応接待など、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがある行為を行ってはならない。

(5) 不当要求行為等の拒否

職員は、公正な職務の遂行を損なうおそれのある不当要求行為等に対しては、何人によるものであってもこれを拒否し、直ちに所属長等に報告するなど、組織として毅然と対処するように努めなければならない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、職員の倫理の保持に関し必要な事項は、理事長が別に定める。